

(家族手当の支給状況)

■ 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

項 目	企業規模			
	規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	50人以上 100人未満
	%	%	%	%
家族手当制度がある	64.1	65.4	64.6	45.8
配偶者に対する 家族手当を支給する	(78.1)	(69.4)	(89.4)	(92.3)
配偶者の収入による 制限がある	[84.9]	[90.4]	[79.5]	[76.9]
収入制限の 額	103 万円	< 57.7 >	< 62.3 >	< 53.0 >
	130 万円	< 23.6 >	< 13.6 >	< 33.8 >
	150 万円	< 6.3 >	< 3.3 >	< 10.7 >
	その他	< 12.4 >	< 20.8 >	< 2.6 >
配偶者の収入による 制限がない	[15.1]	[9.6]	[20.5]	[23.1]
配偶者に対する 家族手当を支給しない	(21.9)	(30.6)	(10.6)	(7.7)
家族手当制度がない	35.9	34.6	35.4	54.2

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に対する家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

3 < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

■ 収入制限額設定の際に考慮している事項

所得税法の配偶者控除	健康保険の被扶養者	その他
%	%	%
72.1	34.9	2.7

(注) 配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である (複数回答)。

■ 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直す予定 又は見直す ことについて 検討中	見直しの内容									状況の変化 によっては 見直すこと を検討	見直す予定 がない
	手当を 廃止	手当額 の 減額	手当額 の 増額	収入 制限の 廃止	収入 制限の 導入	収入 制限の 引上げ	収入 制限の 引下げ	その他	未定		
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15.3	(16.6)	(28.9)	(2.6)	(1.3)	(0.8)	(2.2)	(3.9)	(13.1)	(38.0)	15.1	69.6

(注) 1 配偶者に対する家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

2 () 内は、配偶者に対する家族手当を見直す予定がある又は見直すことについて検討中の事業所の従業員数の合計を100とした割合である(複数回答)。

■ 手当額の定め方の状況

企業規模 手当額の定め方	規 模 計			
	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	50人以上 100人未満	
	%	%	%	%
配偶者、子等の別	56.0	55.7	55.2	70.6
配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	15.8	15.2	16.6	16.8
扶 養 人 員 順	25.1	24.9	26.6	11.2
そ の 他	3.1	4.2	1.6	1.5

(注) 家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。